

沿岸広域振興局長告示第9号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

令和8年3月24日

沿岸広域振興局長 小 國 大 作

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 普代小屋瀬線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
下閉伊郡岩泉町安家字折壁63番1地先内	新	m 23.4~5.7	m 70.6
	旧	8.5~5.7	70.6
下閉伊郡岩泉町安家字大平34番1地先内	新	13.4~7.5	90.9
	旧	8.8~7.5	90.9

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部岩泉土木センター
- (2) 期間 令和8年3月24日から同年4月24日まで